

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4.10.21	R4.11.1	○（東京都渋谷区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 1 立入検査結果通知書（令和元年6月5日交付、実施部分「○」） 2 立入検査結果通知書（令和元年6月5日交付、実施部分「○」） 3 立入検査結果通知書（令和元年6月5日交付、実施部分「○」） 4 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年7月26日3渋予（報）第1457号） 5 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月19日4渋予（報）第2584号） 6 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年7月1日3渋予（報）第1148号）	61	●														東京消防庁 予防部査察課
2	R4.10.20	R4.11.1	○（杉並区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用(変更)届出書その1（昭和58年7月19日杉予（設）第1210号） 2 消防用設備等設置届出書（昭和58年4月26日杉予（設）第279号） 3 消防用設備等着工届出書（昭和57年11月16日杉予（設）第627号） 4 消防用設備等設置届出書（昭和58年4月9日杉予（設）第229号） 5 消防用設備等設置届出書（平成10年7月27日杉予第342号）	80	●						●	●						住宅の部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
3	R4.10.14	R4.11.1	○（旧名称：○）（立川市○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その3（電気設備）（平成2年1月8日第2号）	4	●						●	●						住宅の部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

